

社会的養護推進計画の策定について

1. 策定の背景

平成 28 年の通常国会において、昭和 22 年の制定時から見直されてこなかった児童福祉法の理念規程が改正されるなど抜本的な改正が行われ、「子どもが権利の主体であること」、「子どもの最善の利益が優先されること」、「より家庭に近い環境での養育が優先されること」が明記されました。この児童福祉法の抜本的な改正を受け、平成 23 年 7 月に策定した「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直し、平成 28 年改正児童福祉法に基づく新たなビジョンを提示するため、「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」を設置し、平成 29 年 8 月に今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられました。

従前の「社会的養護の課題と将来像」を基に行われてきた取り組み、平成 28 年改正児童福祉法の理念及び「新しい社会的養育ビジョン」の考え方を踏まえ、本市では社会的養護推進計画検討部会（以下「検討部会」といいます。）を立ち上げ、横須賀市社会的養護推進計画の全面的な見直しを行います。

2. 横須賀市社会的養護推進計画について

平成 27 年 2 月に策定した横須賀市社会的養護推進計画は、平成 27 年度から平成 41 年度までの 15 カ年の計画であり、前期（平成 27～31 年度）、中期（平成 32～36 年度）、後期（平成 37～41 年度）の 5 年ごとに区分し、各期ごとの取り組みを定めるとともに、5 年ごとに見直しを行うこととしています。

3. 見直しの方向性

国が作成する「都道府県社会的養育推進計画策定要領（案）」にある、都道府県推進計画の記載事項に基づき、見直しを図っていきます。

都道府県推進計画の記載事項

- (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取など）
- (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
- (4) 各年度における代替養育を必要としている児童数の見込み
- (5) 里親等への委託の推進に向けた取組
- (6) パーマネンシー保障（永続的解決）としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- (7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- (8) 一時保護改革に向けた取組
- (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- (10) 児童相談所の強化等に向けた取組
- (11) 留意事項

4. スケジュール

(平成 30 年度)

- ◎ 6 月 28 日 児童福祉審議会全体会
 - ・ 市長より計画策定に関する諮問
 - 子ども・子育て分科会
 - ・ 検討部会細則（案）・委員名簿（案）の検討
- ◎ 7 月 19 日 第 1 回検討部会
 - ・ 部会長選出
 - ・ 概要報告
- ◎ 10 月頃 第 2 回検討部会
 - ・ 見直しに向けた検討
- ◎ 1 月頃 第 3 回検討部会
 - ・ 見直しに向けた検討

(平成 31 年度)

- ◎ 5 月頃 第 4 回検討部会
 - ・ 見直しに向けた検討
- ◎ 7 月頃 第 5 回検討部会
 - ・ 見直しに向けた検討
- ◎ 9 月頃 第 6 回検討部会
 - ・ パブリックコメント手続き案の検討
- ◎ 12 月頃 第 7 回検討部会
 - ・ 計画案の決定

※国、神奈川県、県内 3 政令市の動向を踏まえ、変更の可能性あります。